

令和元年度包括外部監査結果に対する措置状況（市長事務局）

監査テーマ:子育て支援の充実に関する施策の財務事務の執行について

令和4年10月末現在

| 指摘区分 結果 | 意見 | 報告書 ページ | 所管課名 | 対象事業名 | 指摘事項 | 指摘概要 | 措置の実施状況 | 措置 状況 |
|------------|----|------------|-----------|--------------|----------------------------------|---|--|----------|
| | | | | | | | | |
| 6 | | 41 | こども未来課 | 一時預かり事業 | 一時預かり事業(幼稚園型)の市外在住児童の利用者数の誤りについて | 市外利用児童数について、集計誤りにより毎月の一時預かり事業報告書と補助金実績調書に差異が生じている施設があった。適切に実績調書を作成してもらうとともに、各施設の事務負担軽減に留意しつつ、事業年度を通して2月までの集計を事前に実施するなど、事業実績報告書の確認が容易となるよう、準備すべきである。 | 令和3年度から、各施設からの毎月の報告内容を集計し、事業実績報告書との突合により確認を行うこととした。また、令和4年3月11日に、市外利用児童数を自動集計する様式を各施設に送付した。 | 措置済 |
| 13 | | 79 | 子育て支援課 | 放課後子ども教室推進事業 | 事業実施要綱と実施報告書の様式の整備について | 本事業の実施要綱は、教育委員会が所管していた平成19年度以後更新されておらず、事業報償費の支払について根拠規定が曖昧である。事業実施要綱を整備し、実績報告書の様式を統一すべきである。 | 令和3年度実施要綱を制定し、実績報告書の様式を統一した。 | 措置済 |
| 14 | | 79 | 子育て支援課 | 放課後子ども教室推進事業 | 謝礼支給単価の根拠の明確化について | 教育活動サポーター等に支払う謝礼の支給金額の根拠となる事業実施要綱等が整備されていないため、整備するとともに、支給金額の設定根拠を文書に残すべきである。 | 令和3年度実施要綱を制定し、支給金額の設定根拠を要綱に明記した。 | 措置済 |
| 15 | | 80 | 子育て支援課 | 放課後子ども教室推進事業 | 実施報告書の提出期限の順守について | 実施報告書の提出において遅延が散見された。実施報告書は謝礼の支払や補助金申請の根拠となるものであるため、期限内報告の順守を指導し、必要であれば実情に合わせた提出期限に改めるべきである。 | 令和3年度実施要綱を制定し、提出期限の変更及び期限内提出の順守を指導した。 | 措置済 |
| 40 | | 154 | すくすく親子健康課 | 女性健康支援センター事業 | 定期相談実績0件について | 定期相談の実績が0件なのは、使い勝手が悪いことが考えられる。随時相談とサービスが重ならない休日・夜間の対応を検討してもよいのではないかと。 | 令和4年度から、いつでも気軽に相談できる体制を確立するために、定期相談を廃止し、随時相談として対応している。また、令和2年度から、女性の健康週間に合わせて、「女性のための健康講座」を休日に開催し、健康相談を実施しており、令和3年度からは新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のためオンラインでの配信も開始した。 | 措置済 |